

京都市立病院整備運営事業

「添付資料2 落札者決定基準」に関する質問

No	ページ	該当箇所				タイトル	質問	回答
		本文						
		第1	1	(1)	図表			
1	2	2	4		1	マネジメント能力保有の確認	第2回対話の申込時に提出し、同対話で確認される場合がある「マネジメント能力保有」については、落札者決定までの流れ(審査過程)においてはどの部分に該当しますでしょうか。	「マネジメント能力保有」は、第2回目の対話の中で書面とヒアリングにより確認するものであり、資格審査を裏付けるものと位置付けています。
2	4	4	3		1	ヒアリング方法	ヒアリングにおいては、事業者からのプレゼンテーションは含まず、審査委員会からの質問形式で行われるとの想定でしょうか。	事業者からのプレゼンテーション後、審査委員会からの質問形式で行う予定です。
3	5	4	3		2	各審査項目の点数化基準	A=極めて優れた具体的な提案がなされている、B=優れた具体的な提案がなされている、C=具体的な提案がなされている。とありますが、「極めて優れた具体的な」「優れた具体的な」「具体的な」と評価される基準についてご教示下さい。	「具体的な提案」とは、要求水準に規定している内容を実現する手法が、具体的な手法とともに明記されている提案を指します。 「優れた具体的な」及び「極めて優れた具体的な」については、評価の視点を踏まえて市が設定した内部評価基準に照らし合わせて判断します。 なお、内部評価基準については、提案内容を誘導し創意工夫を阻害する可能性があることから、非公開とします。
4	7	4	3		別表	その他優れた提案	当該加点評価項目及び評価の視点の対象様式はなしとのことですが、全様式が対象という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	7 8	4	3		別表	評価の視点と対象様式	対象様式ごとに評価の視点がありますが、当該様式で記載したことしか評価されないのでしょうか。例えば、他の様式で記載指示事項に評価の視点と類似する表現があり、他の様式に記載した場合は評価されないのでしょうか。	他の様式に記載された場合は、「その他優れた提案」で評価します。